

オイスカの人材育成事業で行われているさまざまな技能実習。  
これは開発途上国の青年を受け入れ、彼らが母国の発展のために各種の技術を習得できるようにサポートするもので、国の「技能実習制度」を活用して行っています。しかし、制度が設けられておおよそ四半世紀。この間、わが国の少子高齢化による労働力不足を外国人で補おうとする一部の受け入れ先の事業者により、さまざまな問題が発生しました。政府は昨年、本来の目的を全うするために制度の見直しを図り、新たに法制化しました。

期間は最長3年を期限とし、1年目には技能の習得を行い、2・3年目には修得した技能に習熟するため、農漁業などの第一次産業のほか、建設、食品製造、繊維・衣服、機械・金属といった業務にあたります。

60年代後半になると海外へ進出する日本の企業が増え、現地で雇用した社員を日本に招聘して技術や知識を習得させるようになり、そのための在留資格が81年に制度化、90年代に入ると、出入国管理及び難民認定法（入管法）が改正されました。こうした動き

問題を抱えながらも、2010年には従来の入管法が改

生まれ変わる  
「技能実習制度」



●技能実習制度の目的

1

修得技能と帰国後の能力発揮により、自身の職業生活の向上や（自国の）産業・企業の発展に貢献

2

母国において、習得した能力やノウハウを発揮し、品質管理、労働慣行、コスト意識、事業活動の改善や生産向上に貢献

3

我が国の実習実施機関にとっては、外国企業との関係強化、経営の国際化、社内の活性化、生産に貢献



# 「技能実習制度」を知る

「技能実習制度」って何？  
「技能実習制度」って何？  
どう変わる？  
実習生の受け入れ環境



「技能実習制度」って何？

制度誕生の経緯

技能実習制度は、「我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技術、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う『人づくり』に協力することを目的」（厚生労働省ウェブサイトより）としていることが示されています。

わが国が技能を習得する外国人の受け入れを開始したのは、1954年にコロンボ・プランへの加盟が閣議決定された翌年のこと。当初は政府開発援助（ODA）の一環として、アジアを中心に、中近東、アフリカ、中南米の各地域から研修員を受け入れていました。

を経て、93年、「学ぶ活動」である研修に加えて、「労働者として」実践的な技能・技術を修得するために導入されたのが「技能実習制度」です。しかし、各国・各地域の実習生を斡旋して日本に送り出す現地機関やブローカーの一部が、不当な利益を得るために制度を悪用したり、創設当初の目的に反し、日本の深刻な人手不足を外国人で補いたいという産業側の要望など、さまざまな要因が多くの実習生を苦しめる状態に追い込んでいたことが問題化しました。



●外国人介護職受け入れ方法別比較 (国際事業研究協同組合 HPより引用)

	技能実習生	EPA※1	在留資格「介護」
就労期間	3年(諸条件をクリアした場合は5年)	4年(介護福祉士資格取得者は永続的に滞在可能)	最長5年(更新可)
受入国	中国、インドネシア、ベトナム、フィリピン、タイ、ペルー、ラオス、スリランカ、インド、ミャンマー、モンゴル、ウズベキスタン、カンボジア、ネパール、バングラデシュ	インドネシア、フィリピン、ベトナム	制限なし
雇用契約	基本的に日本人と同じ	基本的に日本人と同じ	基本的に日本人と同じ
日本語能力※2	入国時N4所持 1年後N3の取得義務	おおよそN2以上	おおよそN2以上
人材紹介団体	各監理団体	(※)国際厚生事業団のみ	—
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>膨大な介護職ニーズに対応可能</li> <li>N3相当まで現地で教育し、基礎的介護技能教育全般も現地で行う。送り出し機関から受け入れられれば、相当有用に活用できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府の政策的な側面からのバックアップが強く、補助金も受けられる</li> <li>4年後、国家試験に合格すれば介護士として定員に数えられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入可能国の指定がない</li> <li>何かと制限の多いEPA制度を使わなくても介護士を雇うことができる</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家資格を有していない</li> <li>労働しながらN3合格は困難</li> <li>日本での介護教育に多額の費用と時間がかかる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士試験合格者が少ない</li> <li>国家資格取得者も含め帰国してしまう人が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>採用までに時間がかかる</li> <li>本人の費用負担が大きく、介護福祉士試験に受からなければ就労できない</li> <li>国家資格取得後でも帰国するケースが多い</li> </ul>

※1/EPAとは「経済連携協定」の略称。自由貿易協定(FTA)を基本とし、協定を結んだ国同士の経済取引を円滑化、経済活動における連携を強化することを目的とした条約。介護においては2006年にフィリピン、07年にインドネシア、ベトナムと合意し、受け入れを開始

※2/日本語能力検定試験のN1~N5で判断。N1が最も難しい。N4は「基本的な日本語を理解できる」、N3は「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解できる」レベル。

正され、技能習得活動も研修と実務(労働)の伴う「技能実習制度」に一本化されました。しかし、研修や実習を建前に、実際は日本人が就きたがらない労働分野の補完として機能しているのではないかとといった批判を国内外から受けるようになります。一方、送り出し国(地域)側に存在する悪質な業者は、来日前の実習生に、本国で高額な借金を抱えさせてしまうことがあり、彼らは借金返済のために日本において不当な労働も我慢しなければならぬ現実もありました。

このような経緯から今回成立した「技能実習法」によって、大きく変わったことが二つあります。一つは、事業所や企業が実習生を受け入れる際の組織となる監理団体が、許可制となることです。これにより、少なくとも日本国内の悪質な業者を淘汰することが期待でき、また、実習計画の認定が必要となることから、労働法規も守られやすくなり、労働安全衛生や賃金不払いなどの問題を減少させるきっかけとなりそうです。

もう一つは、実習の対象と

なる職種が拡大され、「介護」が付加されたことです。介護現場での外国人の受け入れはすでに経済連携協定(EPA)で行われており、認定を受けているインドネシア、フィリピン、ベトナムから2千人以上が日本の介護現場で働いていますが、今回の法改正で新たに在留資格が認められ、今後外国人介護士の育成は、3種類の受け入れ体制で行われることとなります(表参照)。

### 介護職種追加による課題

介護は、体と心のケアに加えて人間の尊厳を重んじる高度なコミュニケーション能力を必要とする職種であることから、EPAでスタートした外国人介護士育成には、高いハードルが設けられ、なかなか期待どおりに進めることができませんでした。

このたびの新制度では、その目的は介護人材の確保ではなく、技能移転であることや、日本人労働者と同等な処遇の確保が明確になりました。しかし、中国人技能実習生を主人公にした短編映画「KISS

ARAZU」を昨年発表した映画監督の齋藤俊道さんは、「人身売買的な技能実習の解決策は制度いじりの話になりがち」と指摘し、何より大切なことは、日本は先進国だという「上から目線」の優越感を取り払い、対等な視点で臨むことが必要だと思います(朝日新聞)。

### オイスカの取り組み

オイスカでは現在、改正入管法のもと、バングラデシュ、スリランカ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、ミャンマーの7カ国から技能実習生を受け入れています。研修科目は、畑作・施設園芸、養豚、養鶏、機械加工、溶接、塗装、メッキ、建設機械施工など74種133作業にのびります。受け入れ先の企業や農家からは「意欲の高い実習生が加わることで職場が活性化される」といった声も上がっており、海外進出の際の基盤構築につながるなどの期待の声も寄せられています。

